

愛知きわみ看護短期大学図書館規程

(目 的)

第1条 愛知きわみ看護短期大学図書館（以下「図書館」という。）は、図書その他学術情報資料を収集し管理して、教職員学生の利用に供するとともに、学術研究活動に必要な援助を提供することによって、愛知きわみ看護短期大学における教育と研究に資することを目的とする。

(図書館長)

第2条 図書館に図書館長を置く。

- 2 図書館長の任期は、3年とし再任を防げない。
- 3 図書館長は図書館の事務を掌理する。

(図書委員会)

第3条 図書館に関する重要事項を審議するため、図書委員会を置く。

(利 用)

第4条 図書館の利用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。
- 2 第2条第2項の任期について、図書館長である教員が任期中に定年退職を迎えた場合は、図書館長の職も退職するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成17年 1月19日から施行する。